

第1章 分限・懲戒

○福岡都市圏南部環境事業組合職員の分限の 手続及び効果等に関する条例

〔平成18年8月7日〕
〔条例第14号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合の職員（以下「職員」という。）の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職にする場合は、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内。）において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与については、別に定めるところによる。

(失職の例外)

第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかった職員が、刑の執行猶予を取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、公平委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則 (令和元年11月20日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。